

平成十六年法務省令第十三号

弁護士となる資格に係る認定の手續等に關する規則

弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第五條の二第一項、第五條の三第一項及び第二項、第五條の四第二項並びに第五條の七の規定に基づき、弁護士となる資格に係る認定の手續等に關する規則を次のように定める。

（研修を実施する法人）

第一条 弁護士法（以下「法」という。）第五條の法務省令で定める法人は、日本弁護士連合会とする。

（研修の指定）

第二条 法第五條の規定による研修の指定は、前條に規定する法人の申請により行ふ。

2 前項の申請を行おうとする者は、法第五條の四第一項に規定する基準に適合する研修の日程及び内容その他研修の実施に關する計画を記載した書類を添えて、申請書を法務大臣に提出しなければならない。

（裁判手續に類する手續等）

第三条 法第五條第二号イ（二）の法務省令で定める手續は、次の各号に掲げる手續とする。

- 一 海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）に定める海難審判所の審判の手續
二 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）に定める中央労働委員会又は都道府県労働委員会との審問の手續
三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）に定める収用委員会の裁決手續
四 公害紛争処理法（昭和四十五年法律第八十八号）に定める公害等調整委員会の裁定委員会の裁定の手續

五 行政庁の処分（行政手續法（平成五年法律第八十八号）第二條第一項の「処分」をいう。）その他公権力の行使に対する審査請求、再調査の請求及び再審査請求その他の不服の申立てに対する行政庁の手續（不服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等における審議等の手續を含む。）

六 外国における裁判手續又は前各号に掲げる手續に相当する手續

七 仲裁手續

2 法第五條第二号ロ（三）の法務省令で定める手續は、次の各号に掲げる手續とする。

- 一 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める国地方係争処理委員会又は自治紛争処理委員の審査の手續

二 地方自治法に定める選挙管理委員会の署名簿の署名に關する異議又は審査の手續

三 公職選挙法（昭和二十五年法律第九十号）に定める選挙管理委員会の選挙の効力に關する異議又は審査の手續

四 破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）に定める公安審査委員会の破壊的団体の規制の手續

五 無差別大量殺人行爲を行った団体の規制に關する法律（平成十一年法律第四百十七号）に定める公安審査委員会の規制措置の手續

六 前項第一号から第五号まで及び第七号の手續

3 法第五條第二号ロ（三）の法務省令で定める者は、次の各号に掲げる手續における、次の各号に掲げる者をいう。

- 一 前項第一号の手續 国地方係争処理委員会の委員又は自治紛争処理委員
二 前項第二号及び第三号の手續 選挙管理委員会の委員
三 前項第四号及び第五号の手續 公安審査委員会の委員長又は委員
四 第一項第一号の手續 海難審判所の審判官
五 第一項第二号の手續 中央労働委員会又は都道府県労働委員会の委員
六 第一項第三号の手續 収用委員会の委員
七 第一項第四号の手續 裁定委員会の裁定委員

八 第一項第五号の手續 審査請求、再調査の請求及び再審査請求その他の不服の申立てについて、裁決及び決定その他の処分に係る事務を行う者（不服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等の委員長及び委員を含む。）

九 第一項第七号の手續 仲裁人（認定申請書の記載事項等）

第四条 法第五條の二第一項の法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 氏名、性別、生年月日、本籍（外国人にあつては、国籍）及び住所
二 司法修習生となる資格を取得した年月日又は檢察庁法（昭和二十二年法律第六十一号）第十八條第三項の考試を経た年月日
三 法第五條第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同条第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容。ただし、弁護士法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九

号。以下「弁護士法一部改正法」という。）附則第三條第二項の規定により法第五條から第五條の六までの規定の例によるものとして申請する場合には平成二十年三月三十一日までに弁護士法一部改正法による改正前の弁護士法第六條第一項第二号に規定する職に在つた期間及び同日から平成二十年三月三十一日までの間にこれに相当する職に在つた期間を証する書類

五 その他参考となるべき書類

第六条 法第五條の二第三項の手續料は、認定申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納めなければならない。

号。以下「弁護士法一部改正法」という。）附則第三條第二項の規定により法第五條から第五條の六までの規定の例によるものとして申請する場合には平成二十年三月三十一日までに弁護士法一部改正法による改正前の弁護士法第六條第一項第二号に規定する職に在つた期間、弁護士法一部改正法附則第三條第三項の規定の適用を受けるものとして申請する場合には平成十六年四月一日前に同法による改正前の弁護士法第六條第一項第二号に規定する職に在つた期間及び同日から平成二十年三月三十一日までの間にこれに相当する職に在つた期間

2 法第五條の二第一項の認定申請書（以下「認定申請書」という。）の様式は、別記様式によるものとする。

（認定申請書の添付書類）

第五条 法第五條の二第二項の法務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 司法修習生となる資格を取得したことを証する書類又は檢察庁法第十八條第三項の考試を経たことを証する書類
二 履歴書
三 戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載された住民票の写し（外国人にあつては、旅券、在留カード、特別永住者証明書その他の身分を証する書類の写し）
四 法第五條第一号若しくは第三号の職に在つた期間又は同条第二号の職務に従事した期間及び同号の職務の内容を証する書類。ただし、弁護士法一部改正法附則第三條第二項の規定により法第五條から第五條の六までの規定の例によるものとして申請する場合には平成二十年三月三十一日までに弁護士法一部改正法による改正前の弁護士法第六條第一項第二号に規定する職に在つた期間を証する書類

五 その他参考となるべき書類

第六条 法第五條の二第三項の手續料は、認定申請書に手数料の額に相当する額の収入印紙を貼つて納めなければならない。

（研修の履修の状況についての報告の方法）

第七条 法第五條の三第二項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 法第五條の研修（以下「研修」という。）を受けた申請者（以下この条において「申請者」という。）の氏名及び生年月日
二 申請者が受けた研修の日程及び内容
三 申請者の研修における出席状況及び受講態度
四 申請者が研修の課程を修了したと法務大臣が認めてよいかどうかについての意見
五 その他参考となる事項

第八条 法務大臣は、法第五條の認定（以下「認定」という。）をしたときは、認定を受けた者の氏名を官報で公告する。

（認定の申請前の予備審査）

第九条 認定の申請をしようとする者は、その申請の前に、認定申請書及びその添付書類に準じた書類を法務大臣に提出して、予備審査を求めることができる。

附則 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月三十一日法務省令第二十五号） この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一八年五月三〇日法務省令第六一号）抄

附則（平成二〇年九月二九日法務省令第五四号）

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置） 2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手續等に關する規則（次項において「旧規則」という。）

第三条第一項第二号又は同項第三号に規定する手續に従事した期間については、弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則及び弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（施行期日） 第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二〇年九月二九日法務省令第五四号）

（施行期日） 2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則（次項において「旧規則」という。）

第三条第一項第二号又は同項第三号に規定する手續に従事した期間については、弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則及び弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（施行期日） 2 この省令の施行の日前にこの省令による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則（次項において「旧規則」という。）

(平成二十七年法律省令第九号) 第二条による改正後の弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則(次項において「新規則」という。)

第三条第一項第一号又は同項第二号に規定する手續に従事した期間とみなす。

3 この省令の施行の日前に旧規則第三条第三項第五号の審判官又は同項第六号の委員の職務に従事した期間については、新規則第三条第三項第四号の審判官又は同項第五号の委員の職務に従事した期間とみなす。

**附 則 (平成二十三年二月二日法律省令第三十九号) 抄**

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年一月七日から施行する。

**附 則 (平成二十三年二月二六日法律省令第四十三号) 抄**

(施行期日)

第一条 この省令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。

(第三条の規定による戸籍法施行規則の一部改正等に伴う経過措置)

第二十四条 第三条、第四条及び第七条から第十条までの規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、中長期在留者が所持する登録証明書は在留カードとみなし、特別永住者が所持する登録証明書は特別永住者証明書とみなす。

一から三まで 略

四 弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則第五条第三号

2 前項の規定により登録証明書が在留カードとみなされる期間は改正法附則第十五条第二項各号に定める期間とし、特別永住者証明書とみなされる期間は改正法附則第二十八条第二項各号に定める期間とする。

**附 則 (平成二十七年三月二七日法律省令第九号)**

(施行期日等)

1 この省令は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第百号。以下「独占禁止法一部改正法」という。)の施行の日から施行し、第一条の規定による改正後の弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則の規定は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十一年法律第四

十九号。以下「整備法」という。)の施行の日から適用する。

(整備法の施行に伴う経過措置)

2 整備法第十二条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)において準用する独占禁止法一部改正法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に定める公正取引委員会の審判手續(整備法附則第六条第三項ただし書及び同条第五項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)は、弁護士法第五条第二号イ(2)及び同号ロ(3)の法律省令で定める手續とみなす。

3 前項に規定する審判手續における公正取引委員会の委員長、委員又は審判官は、弁護士法第五条第二号ロ(3)の法律省令で定める者とみなす。

(独占禁止法一部改正法の施行に伴う経過措置)

4 第二条による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則第三条第一項第一号に規定する審判手續(独占禁止法一部改正法附則第二条から第四条まで、第十九条及び第二十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)は、弁護士法第五条第二号イ(2)及び同号ロ(3)の法律省令で定める手續とみなす。

5 前項に規定する審判手續における公正取引委員会の委員長、委員又は審判官は、弁護士法第五条第二号ロ(3)の法律省令で定める者とみなす。

**附 則 (平成二十八年三月二四日法律省令第一一号)**

(施行期日)

1 この省令は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正前の弁護士となる資格に係る認定の手續等に関する規則第三条第一項第五号及び第三項第八号に規定する異議申立て(行政不服審査法附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)に対する行政庁の手續は、弁護士法第五条第二号イ(2)及び同号ロ(3)の法律省令で定める手續とみなす。

3 前項に規定する手續における異議申立てについて決定その他の処分に係る事務を行う者(不

服の申立てを受けた行政庁から付議され又は諮問された審議会等の委員長及び委員を含む。)は、弁護士法第五条第二号ロ(3)の法律省令で定める者とみなす。

**附 則 (令和元年六月二八日法律省令第八号)**

この省令は、令和元年七月一日から施行する。

**附 則 (令和三年三月二四日法律省令第一三三号)**

この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。

**別記様式(第4条関係)**

別記様式(第4条関係)		(第1号)
認定申請書		写真 (4mm×3mm) 内閣府(法務省)に提出するものとする。
申請人(個人)	氏名	姓 名 名 姓
住所	住所	〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
職業	職業	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
申請理由	申請理由	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
申請人(法人)	法人名称	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
代表者	代表者	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
住所	住所	〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
職業	職業	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
申請理由	申請理由	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
申請人(個人)	氏名	姓 名 名 姓
住所	住所	〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
職業	職業	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
申請理由	申請理由	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
申請人(法人)	法人名称	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
代表者	代表者	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
住所	住所	〒 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
職業	職業	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇
申請理由	申請理由	〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇

注 欄数の大きさは、日本標準規格A4用紙とする。



(第6画)

	事業の内容 期間(全期・一部 年 月 日～ 年 月 日) 従事人員数(従事人員数と平均に該当する事業との比率) □ 別紙記載の上記
2	職 務 に 従 事 し た 職 員 上記の労働に従事した期間中に従事した労働者に労働契約の締結に当たって労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。

(第7画)

	事業の内容 期間(全期・一部 年 月 日～ 年 月 日) 従事人員数(従事人員数と平均に該当する事業との比率) □ 別紙記載の上記
2	職 務 に 従 事 し た 職 員 上記の労働に従事した期間中に従事した労働者に労働契約の締結に当たって労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。

□以下別紙記載の上記  
 上記の労働に従事した期間の従業員数 年 月

注 用紙の大きさは、日本標準規格A4用紙とすること。

(第8画)

付録2  
 料金の徴収に関する債権の取組について(従事人員2号に規定する事業(以下「事業」として行う事業)の平均に該当する事業)の労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。

1	職 務 に 従 事 し た 職 員 上記の労働に従事した期間中に従事した労働者に労働契約の締結に当たって労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。

(第9画)

	事業の内容 期間(全期・一部 年 月 日～ 年 月 日) 従事人員数(従事人員数と平均に該当する事業との比率) □ 別紙記載の上記
2	職 務 に 従 事 し た 職 員 上記の労働に従事した期間中に従事した労働者に労働契約の締結に当たって労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。
	職 務 に 従 事 し た 職 員 職 員 名 簿 氏 名 年 月 日～ 年 月 日 職 務 労働契約の締結を拒否した労働者の数を記載してください。

【表 1-0】

上記職務に従事した期間内に従事した職務、その従事期間及び従事の内容	業務の内容
	期間(年組・月組) 年 月 日～年 月 日 従事内容(従事する業務のうち当該下の業務上の従事内容)
上記の職務に従事した期間内に従事した職務、その従事期間及び従事の内容	業務の内容
	期間(年組・月組) 年 月 日～年 月 日 従事内容(従事する業務のうち当該下の業務上の従事内容)

以下詳細記載の上記  
 上記の職務に従事した期間の従事期間 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙4部とする。

【表 1-1】

【説明】  
 学歴上の一貫性を欠く場合(修得学位第1と第2と第3項に規定する学位を修得し後に修得学位(修得学位を除く)に相当する学位(修得学位に相当しない場合は、修得期間ごとに項を分けて記載してください。)

1	在 籍 期 間	年 月 日～	年 月 日
在籍した学位(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	学 校	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明	
	在籍した学位(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明	
在籍した学位(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	学 校	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明	
	在籍した学位(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明	

以下詳細記載の上記  
 上記の在籍期間の従事期間 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙4部とする。

【表 1-2】

【説明】  
 学歴上の一貫性を欠く場合(修得学位第1と第2と第3項に規定する学位を修得し後に修得学位(修得学位を除く)に相当する学位(修得学位に相当しない場合は、修得期間ごとに項を分けて記載してください。)

1	在 籍 期 間	年 月 日～	年 月 日
在籍した大学(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	学 校	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明	
	在籍した大学(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明	
在籍した大学(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	学 校	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明	
	在籍した大学(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明	

以下詳細記載の上記  
 上記の在籍期間の従事期間 年 月 日

【表 1-3】

在籍した大学(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明
在籍した大学(学位)の名称及び修得(修得)の学位(修得)の名称	<input type="checkbox"/> 国公立 <input type="checkbox"/> 私立 <input type="checkbox"/> 外国 <input type="checkbox"/> 短期大学 <input type="checkbox"/> 専修学校 <input type="checkbox"/> 職業訓練校 <input type="checkbox"/> 修業年限が不明

以下詳細記載の上記  
 上記の在籍期間の従事期間 年 月 日

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4用紙4部とする。

